

別 添

事 務 連 絡
令和3年12月17日

各都道府県民生主管（部）局 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業の
着実な執行に向けて（協力依頼）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年度における介護分野の感染症対策については、本年9月末までの新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価を含めた介護報酬改定により、日常からの必要な感染症対策の実施を行うとともに、地域医療介護総合確保基金において感染者が発生した介護サービス事業所・施設等に対するかかり増し経費の支援を実施してきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症の感染状況は、引き続き予断を許さず、地域においては日ごろの感染防止対策を継続しつつ、介護サービスを継続的に提供することが必要です。このため、上記特例的な評価の対象としていた全ての介護サービス事業所・施設に対し、より直接的に、必要なかかり増し経費支援を実施するため、地域医療介護総合確保基金の枠組みを活用し、本年10月から年末までのかかり増し経費に相応する措置を講じることとし、先般、「令和3年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について」（令和3年4月8日老発 0408 第1号厚生労働省老健局長通知）を改正し、新たに「介護サービス事業所・施設における感染防止対策支援事業」を創設したところです。

つきましては、同事業による補助が必要な全ての介護サービス事業所・施設に適切に届くよう、必要に応じて介護保険関係団体とも連携を図りつつ、管内に所在する介護サービス事業所・施設への丁寧な周知や相談対応を行うこと等についてご配慮いただけますようお願いいたします。